

さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」提供事業者選定
【募集要項】

さいたま市子ども未来局
子育て未来部 保育課
令和8年6月

1 概要

本市の公立保育所（以下、「保育所」という。）において、保護者、保育所職員双方の利便性の向上等を目的として、紙おむつ及びおしりふき、手口拭き、エプロン（以下、「紙おむつ等」という。）を定額利用することができるサービスの実施事業者を募集するもの。

2 募集に関する事柄

(1) 仕様書について

別紙「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス事業」仕様書」のとおり

(2) 事業実施期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

※別紙「さいたま市公立保育所「紙おむつ等定額制サービス事業」仕様書」記載の保育所一覧のうち3園については、今回の事業期間終了日を令和10年3月31日とする。

(3) 本事業における利用契約の締結

本件事業者選定により選定された事業者（以下、「事業者」という。）に決定した後の利用契約については、サービス提供事業者と本サービスの利用を希望する保護者との直接契約とする。

なお、利用契約に係る個人情報の取り扱いについては、事業者が制定している個人情報取扱方針を遵守し、契約保護者にも事前に同意を得たうえで契約をすること。

また、利用契約の締結にあたっては、保護者に契約を強要する行為を行うことは厳に慎み、保護者の主体的な判断により契約行為が行われるように配慮をすること。

サービス開始後の随時申込についても対応できるよう、申込方法等を明示した利用案内資料等をあらかじめ準備すること。

3 参加に必要な資格要件等

(1) 参加資格

本事業者選定の参加にあたり、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

ア 紙おむつ等については、国内流通メーカー品とすること。

イ 2つ以上の自治体における公立保育所において、過去5年以内に契約を締結し、導入した実績を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定
 により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案選定の対象から除外する。

ア 審査に関して不当な要求等をした場合

イ 提出書類の記載に虚偽がある場合

ウ 提出書類の内容に齟齬がある場合

エ 次に該当する場合

(ア) 法人内にさいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）
 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当
 する者がいる。

(イ) 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい
 ると認められる者が法人内にいる。

オ その他不正行為があった場合

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

市における候補事業者決定のための選定スケジュール		
NO	内 容	日 程
①	募集開始日	令和 8 年 6 月 1 日（月）
②	質問受付	令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 15 日（月） 17 時必着
③	質問回答ホームページ掲載	令和 8 年 6 月 22 日（月）
④	募集終了日	令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時必着
⑤	選定	令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 8 日（水）
⑥	選定結果通知書発送	選定後、順次発送

保護者投票による選定スケジュール		
NO	内 容	日 程
⑦	保護者投票に係る候補事業者 準備期間	令和 8 年 7 月 9 日（木）～令和 8 年 7 月 16 日（木）
⑧	保護者投票期間	令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 31 日（金）
⑨	保護者投票集計期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 14 日（金）
⑩	事業者通知・覚書締結	令和 8 年 8 月中旬ごろ

事業者決定後のスケジュール		
NO	内 容	日 程
⑪	保護者案内	令和8年8月中旬ごろ
⑫	各園準備期間	令和8年9月中
⑬	サービス開始	令和8年10月1日（木）

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）17時必着

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、封筒表面に「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」提供事業者選定 参加申込書在中」と朱書きすること。

また、郵送で提出した旨を後述「10 問い合わせ先」まで電話連絡し、到着を確認すること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

後述「10 問い合わせ先」まで

エ 提出書類

(ア) 応募申込書（様式第1号）

※複数銘柄応募する場合は、各銘柄につき1部

(イ) PRチラシ（商品の詳細が記載されているもの）…各1部

※多言語対応が可能である場合は、各言語につき1部

(ウ) 他自治体での導入履行実績を示す書類（契約書、覚書等）

※応募申込書の2に記載する自治体につき1部

(3) 質問の受付及び回答

提出書類の作成に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

ア 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）17時まで

イ 受付方法

電子メールによる受付とする。

※持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メール件名は、「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」提供事業者選定に関する質問」とし、本文に「事業者名」「担当者名」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を

明記の上、後述「10 問い合わせ先」まで連絡すること。

ウ 提出書類

質問書（様式第2号）

エ 質問に関する回答

令和8年6月22日（月）に、さいたま市ホームページ内の「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」提供事業者選定を実施します」において掲載する。

5 市における候補事業者の選定方法

(1) 審査の方法

ア 本選定は非参集型による書類審査によるものとし、必要に応じ、事業者へ質問を行う。

イ 「3 参加に必要な資格要件等」を満たさない項目がある場合は失格とする。

ウ 「3 参加に必要な資格要件等」を満たした者の中から、各おむつ等銘柄の最低価格の事業者を候補事業者に選定する。

なお、最低価格が同額の場合は、くじにて選定する。

(2) 選定結果

選定結果については、本募集に参加したすべての事業者に通知する。

(3) 応募申込書の提出にあたっての留意事項

ア 提出は1銘柄につき1提案とする。

同じ事業者が異なる銘柄で複数応募する場合、紙おむつ3銘柄を上限とする。ただし、料金や配送回数、その他サービス内容について、各銘柄において相違部分がある場合には、応募申込書とは別に一覧化して明示すること。

イ 応募申込書の提出部数は、以下のとおりとする。

(ア) 紙媒体で1部。

(イ) 電子媒体で1部（PDF形式に変更して提出）。

ウ 応募申込書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

エ 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて応募申込書等が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重要な誤脱があった場合

(エ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(オ) 審査の公平を害する行為があった場合

(カ) その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

6 実施園の選定方法

(1) 各園の保護者投票

市における候補事業者の中から各園の保護者投票により、実施園を決定する。
なお、実施園決定後の辞退はできないものとする。

(2) 事業者の決定

各園の保護者投票により選定された事業者には、結果を市から通知し、その通知をもって担当園の決定を行う。

なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

(3) 保護者投票に係る提出書類における留意事項

ア 提出期限

令和8年7月9日（木）～令和8年7月15日（水）17時必着

イ 提出方法

保育所への持参又は配達とする。持参の場合は、事前に保育所へ連絡の上、日程調整を行うなど、現場の負担にならないように努めること。配達の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、封筒表面に「さいたま市公立保育所「紙おむつ等定額制サービス」提供事業者選定 保護者投票書類等在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 納品先

別紙「さいたま市公立保育所「紙おむつ等定額制サービス事業」仕様書」記載の保育所一覧のとおり。

エ 準備書類等

(ア) PRチラシ

(イ) 保育所展示用紙おむつ等

※詳細については、後述「6-(3)-カのとおり」

(ウ) おしりふき…1パック

(エ) エプロン・手口拭き…各1パック

オ PRチラシの内容について

(ア) PRチラシの納品部数は、別紙「さいたま市公立保育所「紙おむつ等定額制サービス事業」仕様書」記載の保育所一覧中の入所児童数とする。

また、多言語対応が可能である場合、各言語につき3部準備すること。

ただし、不足等が生じた場合には、遅滞なく対応すること。

(イ) 様式については任意とするが、印象の過度な操作や、誤解が生じるような誇張表現は控え、公正で客観的な情報提供に努めること。

(ウ) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

a 提出期限を過ぎてPRチラシが提出された場合

- b 提出書類に虚偽の記載があった場合
- c 提出書類に重要な誤脱があった場合
- d 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- e 審査の公平を害する行為があった場合
- f その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

カ 保育所展示用紙おむつ等の内容について

保育所展示用紙おむつ等の提出部数は、別紙「さいたま市公立保育所「紙おむつ等定額制サービス事業」仕様書」記載の保育所一覧中の3歳未満児のクラス数に応じて、「テープタイプSサイズ」、「パンツタイプLサイズ」それぞれ1枚ずつ+予備各1枚とする。

ただし、不足等が生じた場合には、遅滞なく対応すること。

7 選定における留意事項

- (1) 選定の結果、担当する施設が1園のみであった場合や54園全てを担当することになった場合でも、募集要項、仕様書に基づき、サービスを提供すること。
- (2) 「5 市における候補事業者の選定方法」で選定された事業者は、あくまで候補事業者であり、「6 実施園の選定方法」において、各保育所で保護者投票の結果、最高得票を得られた場合、「担当保育所」となる旨、留意すること。
- (3) 担当保育所決定後の辞退はできないものとする。

8 覚書の締結

(1) 覚書の締結

- ア 保護者投票実施後、選定された候補事業者と本市において覚書を締結する。この場合、選定された事業者は、速やかに覚書が締結できるよう手続きを進めなければならない。
- イ 選定された事業者が、覚書締結までの間に前記「3 参加に必要な資格要件等」のいずれかに該当しなくなった場合、該当していないことが判明した場合は、事業者の決定を取り消し、その者とは覚書を締結しない。
- ウ 選定された事業者との覚書の締結が成立しなかった場合は、応募申込書の価格が次に低い事業者と覚書を締結するものとする。

(2) 覚書金額

提出された応募申込書の金額とする。

9 その他留意事項

- (1) 応募申込書の作成や提出、その他、保護者投票のためのチラシ等の費用は事業者の負担とする。
- (2) 提出された応募申込書等、書類一式は返却しない。
- (3) 提出書類や選考結果（不採用となった法人名称、審査結果を含む。）は第三者から情報開示請求があった場合、さいたま市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、事業者選定期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本選定に関連して知り得た情報については、さいたま市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

10 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

担当 : 久我、吉田

TEL : 048-829-1867 (直通)

FAX : 048-829-2516

E-mail : hoiku@city.saitama.lg.jp